（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第十三条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を削り、第三十三号を第三十一号とし、第三十四号及び第三十五号を削り、第三十六号を第三十二号とし、第三十七号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四　国立研究開発法人水産研究・教育機構

別表中第三十八号を削り、第三十九号を第三十五号とし、第四十号から第四十九号までを四号ずつ繰り上げる。

（農林水産省組織令等の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

一　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第百三十九条第四号

二　電波法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百六十三号）附則第二条第二項第二号

三　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）第一号

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十五条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「、第六号及び第九号」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改める。

別表第一独立行政法人種苗管理センターの項及び独立行政法人水産大学校の項を削る。

別表第二国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十五条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第十六条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十号を削り、第九十一号を第九十号とし、第九十二号を第九十一号とし、第九十三号及び第九十四号を削り、第九十五号を第九十二号とし、第九十六号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四　国立研究開発法人水産研究・教育機構

第九十七号を削り、第九十八号を第九十五号とし、第九十九号から第百十一号までを三号ずつ繰り上げる。

（電波法施行令の一部改正）

第十七条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

（小型船舶登録令の一部改正）

第十八条　小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三号を次のように改める。

三　国立研究開発法人水産研究・教育機構

第三十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号を次のように改める。

八　国立研究開発法人水産研究・教育機構

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十六号中「独立行政法人種苗管理センター」を「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号。以下「平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター」に、「独立行政法人水産大学校」を「平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第九条第一項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正）

第二十一条　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二十二条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条の表独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）附則第四条第三項の項を削る。

第二章　経過措置

（種苗管理センター等から国が承継する資産の範囲等）

第二十三条　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第二条第二項の規定により国が承継する資産は、農林水産大臣が財務大臣に協議して定める。

2　前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

（種苗管理センター等の解散の登記の嘱託等）

第二十四条　整備法附則第二条第一項の規定により同項に規定する種苗管理センター等が解散したときは、農林水産大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（研究機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第二十五条　整備法附則第三条第二項の評価委員は、次に掲げる者につき農林水産大臣が任命する。

一　財務省の職員　一人

二　農林水産省の職員　一人

三　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の役員　一人

四　学識経験のある者　二人

2　整備法附則第三条第二項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　整備法附則第三条第二項の規定による評価に関する庶務は、農林水産技術会議の事務局において処理する。